

令和7年1月27日提出

令和7年12月市議会定例会 議案参考資料

(その2)

木更津市

令和7年12月市議会定例会議案参考資料目録（その2）

議案番号	件名	頁
議案第70号	人権擁護委員候補者の履歴事項	1
議案第71号	木更津市公告式条例の新旧対照表	2
議案第72号	職員の給与に関する条例の新旧対照表 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の新旧対照表 木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の新旧対照表 木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の新旧対照表	3
議案第73号	手数料条例の新旧対照表	21
議案第74号	木更津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく特定個人情報の利用等に関する条例の新旧対照表	22
議案第75号	木更津市児童遊園設置条例の新旧対照表	25
議案第76号	木更津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の新旧対照表 木更津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の新旧対照表	27
議案第77号	木更津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の新旧対照表	29
議案第78号	木更津市福祉に関する事務所設置条例の新旧対照表 木更津市保健相談センター設置条例の新旧対照表 木更津市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の新旧対照表 木更津市視聴覚ライブラリーの設置及び管理に関する条例の新旧対照表	30
議案第79号	木更津市公共案内看板設置に関する条例の新旧対照表	34
議案第80号	木更津市火災予防条例の新旧対照表	36

議案第81号	木更津市議会議員及び木更津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の新旧対照表 木更津市議会議員及び木更津市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の新旧対照表	38
議案第83号	木更津市民会館の指定管理者に指定しようとする団体の概要 木更津市民会館指定管理者候補者選定評価結果表	40
議案第84号	木更津市自転車駐車場の指定管理者に指定しようとする団体の概要 木更津市自転車駐車場指定管理者候補者選定評価結果表	43
議案第85号	木更津市営体育施設の指定管理者に指定しようとする団体の概要 木更津市営体育施設指定管理者候補者選定評価結果表	45
議案第86号	木更津市立請西保育園及び木更津市請西子育て支援センターの指定管理者に指定しようとする団体の概要 木更津市立請西保育園及び木更津市請西子育て支援センター指定管理者候補者選定評価結果表	49
議案第87号	木更津市民総合福祉会館の指定管理者に指定しようとする団体の概要 木更津市民総合福祉会館指定管理者候補者選定評価結果表	51
議案第88号	木更津市身体障害者福祉センターの指定管理者に指定しようとする団体の概要 木更津市身体障害者福祉センター指定管理者候補者選定評価結果表	54
議案第89号	認定する市道路線の位置図	59
議案第90号	千葉県市町村総合事務組合規約の新旧対照表	64
議案第91号	君津郡市広域市町村圏事務組合規約の新旧対照表	66

議案第70号 (人権擁護委員候補者の推薦)

履歴事項

住 所 □□□□□□□□□□

氏 名 河原林 和

生年月日 □□□□□□□□□□

(経歴)

新旧対照表

○議案第71号 木更津市公告式条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>木更津市公告式条例 昭和25年8月11日 条例第38号 (条例の公布) 第2条 略 2 条例の公布は、次の掲示場に掲示してこれを行う。 (1) 市庁舎掲示場 <u>木更津市朝日三丁目8番1号</u> (2) 略</p>	<p>木更津市公告式条例 昭和25年8月11日 条例第38号 (条例の公布) 第2条 略 2 条例の公布は、次の掲示場に掲示してこれを行う。 (1) 市庁舎掲示場 <u>木更津市朝日三丁目10番19号</u> (2) 略</p>

新旧対照表

○議案第72号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（第1条関係）

新	旧
<p>職員の給与に関する条例 昭和26年3月26日 条例第8号 (期末手当)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5</u>を乗じて得た額に次の各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。</p> <p>4～6 略 (勤勉手当)</p> <p>第18条の4 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5</u>を乗じて得た額の総額</p>	<p>職員の給与に関する条例 昭和26年3月26日 条例第8号 (期末手当)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に次の各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の適用については、同項中「100分の125」とあるのは、「100分の70」とする。</p> <p>4～6 略 (勤勉手当)</p> <p>第18条の4 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p>

3～5 略

別表第1（第3条第1項）

行政職給料表

(単位：円)

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号給	給料月 額							
1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900
2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200
3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100
4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700
5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700
6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100
7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000
8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500
9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500
10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600	
11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100	
12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600	
13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100	
14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400	
15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700	
16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900	
17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100	
18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400	
19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700	
20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900	
21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100	
22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900	
23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700	
24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500	
25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100	

3～5 略

別表第1（第3条第1項）

行政職給料表

(単位：円)

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号給	給料月 額							
1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	
15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700	
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500	
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300	
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100	
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700	

26	233, 700	271, 900	303, 900	346, 800	372, 800	406, 800	454, 700
27	235, 000	272, 700	304, 900	348, 500	374, 400	408, 000	455, 300
28	236, 300	273, 600	305, 900	350, 100	376, 100	409, 000	455, 900
29	237, 600	274, 400	307, 000	351, 600	377, 500	410, 100	456, 600
30	238, 700	275, 200	308, 200	353, 200	378, 800	411, 300	457, 400
31	239, 800	276, 000	309, 300	354, 800	380, 000	412, 400	457, 800
32	240, 900	276, 700	310, 500	356, 400	381, 400	413, 500	458, 500
33	242, 000	277, 400	311, 600	358, 100	382, 500	414, 200	459, 000
34	242, 900	278, 200	312, 900	359, 900	383, 400	414, 900	459, 400
35	243, 800	279, 000	314, 200	361, 700	384, 400	415, 500	459, 800
36	244, 800	279, 600	315, 500	363, 500	385, 400	416, 200	460, 200
37	245, 800	280, 300	316, 700	365, 000	386, 200	416, 800	460, 600
38	246, 700	281, 100	318, 000	366, 400	387, 100	417, 400	460, 900
39	247, 600	281, 800	319, 300	367, 800	388, 000	417, 900	461, 200
40	248, 400	282, 500	320, 600	369, 200	388, 800	418, 300	461, 500
41	249, 200	283, 200	321, 900	370, 700	389, 600	418, 700	461, 800
42	249, 900	283, 900	323, 100	371, 500	390, 400	418, 900	462, 100
43	250, 500	284, 600	324, 400	372, 400	391, 200	419, 200	462, 400
44	251, 100	285, 300	325, 500	373, 400	391, 900	419, 500	462, 700
45	251, 800	286, 000	326, 400	374, 300	392, 600	419, 800	463, 000
46	252, 400	286, 600	327, 700	375, 400	393, 300	420, 100	
47	253, 000	287, 300	329, 000	376, 300	394, 000	420, 400	
48	253, 600	287, 900	330, 300	377, 300	394, 700	420, 700	
49	254, 100	288, 600	331, 400	378, 200	395, 200	420, 900	
50	254, 700	289, 200	332, 700	378, 900	395, 800	421, 200	
51	255, 300	289, 900	333, 900	379, 600	396, 400	421, 400	
52	255, 800	290, 600	335, 100	380, 200	397, 100	421, 700	
53	256, 200	291, 100	336, 400	380, 600	397, 500	421, 900	
54	256, 600	291, 700	337, 400	381, 200	398, 100	422, 200	
55	256, 900	292, 300	338, 500	381, 800	398, 700	422, 500	
56	257, 200	293, 000	339, 600	382, 500	399, 200	422, 800	
57	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000	
58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300	
59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600	

26	221, 700	261, 300	293, 400	336, 100	361, 700	395, 300	442, 300
27	223, 000	262, 200	294, 400	337, 800	363, 400	396, 500	442, 900
28	224, 300	263, 100	295, 500	339, 400	365, 100	397, 500	443, 500
29	225, 600	263, 900	296, 600	340, 900	366, 500	398, 600	444, 200
30	226, 700	264, 700	297, 800	342, 500	367, 800	399, 800	445, 000
31	227, 800	265, 500	298, 900	344, 100	369, 000	400, 900	445, 400
32	228, 900	266, 300	300, 100	345, 700	370, 400	402, 000	446, 100
33	230, 000	267, 000	301, 300	347, 400	371, 500	402, 700	446, 600
34	231, 100	267, 800	302, 600	349, 200	372, 400	403, 400	447, 000
35	232, 200	268, 600	303, 900	351, 000	373, 400	404, 100	447, 400
36	233, 300	269, 300	305, 200	352, 800	374, 500	404, 800	447, 800
37	234, 400	270, 000	306, 500	354, 300	375, 300	405, 400	448, 200
38	235, 400	270, 800	307, 800	355, 700	376, 200	406, 000	448, 600
39	236, 400	271, 600	309, 100	357, 100	377, 100	406, 500	449, 000
40	237, 300	272, 300	310, 400	358, 500	377, 900	406, 900	449, 300
41	238, 200	273, 000	311, 700	360, 000	378, 700	407, 300	449, 600
42	239, 100	273, 800	313, 000	360, 800	379, 500	407, 500	450, 000
43	239, 900	274, 600	314, 300	361, 800	380, 300	407, 800	450, 300
44	240, 700	275, 300	315, 400	362, 800	381, 000	408, 100	450, 600
45	241, 400	276, 000	316, 300	363, 700	381, 700	408, 400	450, 900
46	242, 000	276, 700	317, 600	364, 800	382, 400	408, 700	
47	242, 600	277, 400	318, 900	365, 700	383, 100	409, 000	
48	243, 200	278, 100	320, 200	366, 700	383, 800	409, 300	
49	243, 800	278, 800	321, 400	367, 600	384, 300	409, 500	
50	244, 400	279, 500	322, 700	368, 300	384, 900	409, 800	
51	245, 000	280, 200	323, 900	369, 000	385, 500	410, 100	
52	245, 500	280, 900	325, 100	369, 600	386, 200	410, 400	
53	246, 000	281, 500	326, 400	370, 000	386, 600	410, 600	
54	246, 400	282, 200	327, 500	370, 600	387, 200	410, 900	
55	246, 700	282, 800	328, 600	371, 300	387, 800	411, 200	
56	247, 000	283, 500	329, 700	372, 000	388, 300	411, 500	
57	247, 300	284, 100	330, 400	372, 300	388, 700	411, 700	
58	247, 600	284, 800	331, 300	373, 000	389, 300	412, 000	
59	247, 900	285, 400	332, 000	373, 700	389, 900	412, 300	

60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800
61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000
62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300
63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600
64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800
65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000
66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300
67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600
68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800
69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000
70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300
71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600
72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800
73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000
74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300	
75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600	
76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800	
77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000	
78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300	
79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600	
80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800	
81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000	
82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300	
83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600	
84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800	
85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000	
86	266, 200	305, 800	355, 700			
87	266, 500	306, 100	356, 100			
88	266, 800	306, 400	356, 500			
89	267, 100	306, 700	356, 700			
90	267, 400	307, 000	357, 100			
91	267, 700	307, 300	357, 500			
92	268, 000	307, 600	357, 900			
93	268, 300	307, 800	358, 100			

60	248, 200	286, 100	332, 800	374, 300	390, 400	412, 500
61	248, 500	286, 700	333, 600	374, 600	390, 800	412, 700
62	248, 800	287, 400	334, 000	375, 100	391, 300	413, 000
63	249, 100	288, 000	334, 600	375, 700	391, 800	413, 300
64	249, 400	288, 500	335, 300	376, 300	392, 400	413, 500
65	249, 700	289, 000	336, 100	376, 600	392, 700	413, 700
66	250, 000	289, 600	336, 800	377, 200	393, 100	414, 000
67	250, 300	290, 100	337, 500	377, 900	393, 500	414, 300
68	250, 600	290, 700	338, 100	378, 500	393, 900	414, 500
69	250, 900	291, 200	338, 600	378, 900	394, 200	414, 700
70	251, 200	291, 700	339, 200	379, 400	394, 500	415, 000
71	251, 500	292, 300	339, 700	380, 000	394, 800	415, 300
72	251, 800	292, 900	340, 300	380, 500	395, 000	415, 500
73	252, 100	293, 400	340, 600	381, 000	395, 200	415, 700
74	252, 400	293, 900	341, 100	381, 600	395, 500	
75	252, 700	294, 300	341, 500	382, 100	395, 800	
76	253, 000	294, 600	341, 900	382, 400	396, 000	
77	253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200	
78	253, 600	295, 100	342, 800	383, 300	396, 500	
79	253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396, 800	
80	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000	
81	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200	
82	254, 800	296, 000	344, 500	385, 000	397, 500	
83	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800	
84	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000	
85	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200	
86	256, 000	297, 100	346, 000			
87	256, 300	297, 400	346, 400			
88	256, 600	297, 700	346, 800			
89	256, 900	298, 000	347, 000			
90	257, 200	298, 300	347, 400			
91	257, 500	298, 600	347, 800			
92	257, 800	299, 000	348, 200			
93	258, 100	299, 200	348, 400			

94		308, 000	358, 400					94		299, 400	348, 800				
95		308, 300	358, 800					95		299, 700	349, 200				
96		308, 700	359, 100					96		300, 100	349, 500				
97		308, 900	359, 400					97		300, 300	349, 800				
98		309, 200	359, 800					98		300, 600	350, 200				
99		309, 500	360, 200					99		301, 000	350, 600				
100		309, 900	360, 600					100		301, 400	351, 000				
101		310, 100	361, 100					101		301, 600	351, 500				
102		310, 400	361, 500					102		301, 900	351, 900				
103		310, 700	361, 900					103		302, 200	352, 300				
104		311, 000	362, 300					104		302, 500	352, 700				
105		311, 200	362, 800					105		302, 700	353, 200				
106		311, 500	363, 200					106		303, 000	353, 600				
107		311, 800	363, 500					107		303, 300	353, 900				
108		312, 100	363, 800					108		303, 600	354, 200				
109		312, 300	364, 200					109		303, 800	354, 700				
110		312, 600						110		304, 200					
111		313, 000						111		304, 600					
112		313, 300						112		304, 900					
113		313, 500						113		305, 100					
114		313, 700						114		305, 300					
115		314, 000						115		305, 600					
116		314, 400						116		306, 000					
117		314, 600						117		306, 200					
118		314, 800						118		306, 400					
119		315, 100						119		306, 700					
120		315, 400						120		307, 000					
121		315, 700						121		307, 400					
122		315, 900						122		307, 600					
123		316, 200						123		307, 900					
124		316, 500						124		308, 200					
125		316, 800						125		308, 500					

任 期 付	206,700	242,000	272,600	303,100	317,700	341,800	383,400	424,800
職員								
定 年 前	基 準 紿	基 準 紿	基 準 紿	基 準 紿	基 準 紿	基 準 紿	基 準 紿	基 準 紿
再 任 用	料 月 額	料 月 額	料 月 額	料 月 額	料 月 額	料 月 額	料 月 額	料 月 額
短 時 間	200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200
勤 務 職								
員								

任 期 付	194,500	230,000	261,600	292,100	306,400	330,200	371,000	411,200
職員								
定 年 前	基 準 紿	基 準 紿	基 準 紿	基 準 紿	基 準 紿	基 準 紿	基 準 紿	基 準 紿
再 任 用	料 月 額	料 月 額	料 月 額	料 月 額	料 月 額	料 月 額	料 月 額	料 月 額
短 時 間	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200
勤 務 職								
員								

新旧対照表

○議案第72号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（第2条関係）

新	旧
職員の給与に関する条例 昭和26年3月26日 条例第8号 (扶養手当) 第9条 略 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 <u>(1)～(5)</u> 略 3 扶養手当の月額は、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる金額とする。 <u>(1)</u> 前項第1号に掲げる扶養親族（この条及び次条において「扶養親族たる子」という。） 1人につき <u>13,000円</u> <u>(2)</u> 前項第2号から第5号までに掲げる扶養親族（次条において「扶養親族たる父母等」という。） 1人につき6,500円（行8級職員にあつては、3,500円） 4 略 第10条 略 (1) 略 (2) 扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第2号若しくは第4号に掲げる扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至つた場合を除く。） 2・3 略 (通勤手当)	職員の給与に関する条例 昭和26年3月26日 条例第8号 (扶養手当) 第9条 略 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 <u>(1)</u> 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。） <u>(2)～(6)</u> 略 3 扶養手当の月額は、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる金額とする。 <u>(1)</u> 前項第1号に掲げる扶養親族（次条において「扶養親族たる配偶者」という。） 3,000円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「行8級職員」という。）にあつては、0円） <u>(2)</u> 前項第2号に掲げる扶養親族（この条及び次条において「扶養親族たる子」という。） 1人につき <u>11,500円</u> <u>(3)</u> 前項第3号から第6号までに掲げる扶養親族（次条において「扶養親族たる父母等」という。） 1人につき6,500円（行8級職員にあつては、3,500円） 4 略 第10条 略 (1) 略 (2) 扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に掲げる扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至つた場合を除く。） 2・3 略 (通勤手当)

第11条 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、第1号及び第3号に掲げる職員にあつては月の1日からその月以降の月の末日までの期間として規則で定める期間（以下この項及び次項において「支給対象期間」という。）、第2号に掲げる職員にあつては月の1日からその月の末日までの期間につき、当該各号に掲げる額とする。ただし、前項第2号又は第3号に掲げる職員のうち自動車の駐車のための施設等で規則で定めるものを利用し、その料金を負担することを常例とする職員にあつては、第2号又は第3号の額に加えて5,000円の範囲内で規則で定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）を支給する。

(1) 略

(2) 前項第2号に掲げる職員 66,400円の範囲内で規則で定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

(3) 略

3～5 略

(宿日直手当)

第16条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき4,700円（宿日直勤務が市長の定める日に、退庁時から引き続いて行われる場合にあつては7,050円）を超えない範囲内において、別に定める額を宿日直手当として支給する。

2 略

(期末手当)

第18条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25を乗じて得た額に次の各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「71.25」とする。

第11条 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、第1号及び第3号に掲げる職員にあつては月の1日からその月以降の月の末日までの期間として規則で定める期間（以下この項及び次項において「支給対象期間」という。）、第2号に掲げる職員にあつては月の1日からその月の末日までの期間につき、当該各号に掲げる額とする。

(1) 略

(2) 前項第2号に掲げる職員 24,500円の範囲内で規則で定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

(3) 略

3～5 略

(宿日直手当)

第16条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき4,600円（宿日直勤務が市長の定める日に、退庁時から引き続いて行われる場合にあつては6,900円）を超えない範囲内において、別に定める額を宿日直手当として支給する。

2 略

(期末手当)

第18条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額に次の各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の125」とする。

4～6 略 (勤勉手当)	第18条の4 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の106.25</u> を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の51.25</u> を乗じて得た額の総額	<u>00分の72.5</u> とする。 4～6 略 (勤勉手当)
3～5 略	第18条の4 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、 <u>6月に支給する場合には100分の105</u> 、 <u>12月に支給する場合には100分の107.5</u> を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合には100分の50</u> 、 <u>12月に支給する場合には100分の52.5</u> を乗じて得た額の総額	3～5 略

新旧対照表

○議案第72号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（第3条関係）

新	旧
<p>特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 昭和40年4月30日 条例第9号 (期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>6月に支給する場合には100分の230、12月に支給する場合には100分の235</u>を乗じて得た額に次の各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>	<p>特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 昭和40年4月30日 条例第9号 (期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の230</u>を乗じて得た額に次の各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>

新旧対照表

○議案第72号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（第4条関係）

新	旧
特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 昭和40年4月30日 条例第9号 (期末手当) 第6条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の232.5</u> を乗じて得た額に次の各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 略	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 昭和40年4月30日 条例第9号 (期末手当) 第6条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>6月に支給する場合には100分の230、12月に支給する場合には100分の235</u> を乗じて得た額に次の各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 略

新旧対照表

○議案第72号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（第5条関係）

新	旧																																
木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 平成28年12月15日 条例第27号 (特定任期付職員の給与の特例) 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。	木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 平成28年12月15日 条例第27号 (特定任期付職員の給与の特例) 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。																																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">号給</th> <th style="text-align: right; padding: 2px;">給料月額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: left; padding: 2px;">1</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">405,000</td></tr> <tr><td style="text-align: left; padding: 2px;">2</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">455,000</td></tr> <tr><td style="text-align: left; padding: 2px;">3</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">508,000</td></tr> <tr><td style="text-align: left; padding: 2px;">4</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">574,000</td></tr> <tr><td style="text-align: left; padding: 2px;">5</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">655,000</td></tr> <tr><td style="text-align: left; padding: 2px;">6</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">765,000</td></tr> <tr><td style="text-align: left; padding: 2px;">7</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">893,000</td></tr> </tbody> </table>	号給	給料月額（円）	1	405,000	2	455,000	3	508,000	4	574,000	5	655,000	6	765,000	7	893,000	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">号給</th> <th style="text-align: right; padding: 2px;">給料月額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: left; padding: 2px;">1</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">392,000</td></tr> <tr><td style="text-align: left; padding: 2px;">2</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">440,000</td></tr> <tr><td style="text-align: left; padding: 2px;">3</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">492,000</td></tr> <tr><td style="text-align: left; padding: 2px;">4</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">555,000</td></tr> <tr><td style="text-align: left; padding: 2px;">5</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">634,000</td></tr> <tr><td style="text-align: left; padding: 2px;">6</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">740,000</td></tr> <tr><td style="text-align: left; padding: 2px;">7</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">864,000</td></tr> </tbody> </table>	号給	給料月額（円）	1	392,000	2	440,000	3	492,000	4	555,000	5	634,000	6	740,000	7	864,000
号給	給料月額（円）																																
1	405,000																																
2	455,000																																
3	508,000																																
4	574,000																																
5	655,000																																
6	765,000																																
7	893,000																																
号給	給料月額（円）																																
1	392,000																																
2	440,000																																
3	492,000																																
4	555,000																																
5	634,000																																
6	740,000																																
7	864,000																																
2～4 略 略 (職員の給与に関する条例の適用除外等)	2～4 略 略 (職員の給与に関する条例の適用除外等)																																
第8条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第12条の2、第18条第2項及び第18条の4第2項第1号の規定の適用については、給与条例第12条の2第3項中「第1項に規定する職員の職にある職員」とあるのは「木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年木更津市条例第27号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第18条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と、第18条の4第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の90」とする。	第8条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第12条の2、第18条第2項及び第18条の4第2項第1号の規定の適用については、給与条例第12条の2第3項中「第1項に規定する職員の職にある職員」とあるのは「木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年木更津市条例第27号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第18条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、第18条の4第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。																																

新旧対照表

○議案第72号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（第6条関係）

新	旧
<p>木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 平成28年12月15日 条例第27号 (職員の給与に関する条例の適用除外等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第12条の2、第18条第2項及び第18条の4第2項第1号の規定の適用については、給与条例第12条の2第3項中「第1項に規定する職員の職にある職員」とあるのは「木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年木更津市条例第27号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第18条第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の96.25</u>」と、第18条の4第2項第1号中「<u>100分の106.25</u>」とあるのは「<u>100分の88.75</u>」とする。</p>	<p>木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 平成28年12月15日 条例第27号 (職員の給与に関する条例の適用除外等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第12条の2、第18条第2項及び第18条の4第2項第1号の規定の適用については、給与条例第12条の2第3項中「第1項に規定する職員の職にある職員」とあるのは「木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年木更津市条例第27号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第18条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の95</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の97.5</u>」と、第18条の4第2項第1号中「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の87.5</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の90</u>」とする。</p>

新旧対照表

○議案第72号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（第7条関係）

新			旧		
木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 令和元年9月27日 条例第15号			木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 令和元年9月27日 条例第15号		
別表第1（第4条） ア 行政職給料表			別表第1（第4条） ア 行政職給料表		
(単位：円)			(単位：円)		
職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額
1	195,800	242,000	1	183,500	230,000
2	196,900	243,300	2	184,600	231,500
3	198,100	244,700	3	185,800	233,000
4	199,200	246,100	4	186,900	234,500
5	200,300	247,500	5	188,000	236,000
6	202,000	248,900	6	189,700	237,500
7	203,600	250,300	7	191,300	239,000
8	205,200	251,700	8	192,900	240,500
9	206,700	253,100	9	194,500	242,000
10	208,400	254,300	10	196,200	243,400
11	210,000	255,600	11	197,800	244,800
12	211,600	256,900	12	199,400	246,200
13	213,100	258,100	13	201,000	247,400
14	214,800	259,300	14	202,700	248,600
15	216,500	260,500	15	204,400	249,800
16	218,200	261,700	16	206,100	251,000
17	219,400	262,800	17	207,400	252,100
18	221,000	263,900	18	209,000	253,200
19	222,600	265,000	19	210,600	254,300
20	224,100	266,100	20	212,100	255,400
21	225,600	267,000	21	213,600	256,400

22		227, 200		268, 000	22		215, 200		257, 400
23		228, 800		269, 000	23		216, 800		258, 400
24		230, 400		270, 000	24		218, 400		259, 400
25		232, 000		271, 000	25		220, 000		260, 400
26		233, 700		271, 900	26		221, 700		261, 300
27		235, 000		272, 700	27		223, 000		262, 200
28		236, 300		273, 600	28		224, 300		263, 100
29		237, 600		274, 400	29		225, 600		263, 900
30		238, 700		275, 200	30		226, 700		264, 700
31		239, 800		276, 000	31		227, 800		265, 500
32		240, 900		276, 700	32		228, 900		266, 300
33		242, 000		277, 400	33		230, 000		267, 000
34		242, 900		278, 200	34		231, 100		267, 800
35		243, 800		279, 000	35		232, 200		268, 600
36		244, 800		279, 600	36		233, 300		269, 300
37		245, 800		280, 300	37		234, 400		270, 000
38		246, 700		281, 100	38		235, 400		270, 800
39		247, 600		281, 800	39		236, 400		271, 600
40		248, 400		282, 500	40		237, 300		272, 300
41		249, 200		283, 200	41		238, 200		273, 000
42		249, 900		283, 900	42		239, 100		273, 800
43		250, 500		284, 600	43		239, 900		274, 600
44		251, 100		285, 300	44		240, 700		275, 300
45		251, 800		286, 000	45		241, 400		276, 000
46		252, 400		286, 600	46		242, 000		276, 700
47		253, 000		287, 300	47		242, 600		277, 400
48		253, 600		287, 900	48		243, 200		278, 100
49		254, 100		288, 600	49		243, 800		278, 800
50		254, 700		289, 200	50		244, 400		279, 500
51		255, 300		289, 900	51		245, 000		280, 200
52		255, 800		290, 600	52		245, 500		280, 900
53		256, 200		291, 100	53		246, 000		281, 500
54		256, 600		291, 700	54		246, 400		282, 200
55		256, 900		292, 300	55		246, 700		282, 800

56		257, 200	293, 000	56		247, 000	283, 500
57		257, 500	293, 600	57		247, 300	284, 100
58		257, 800	294, 200	58		247, 600	284, 800
59		258, 100	294, 800	59		247, 900	285, 400
60		258, 400	295, 500	60		248, 200	286, 100
61		258, 700	296, 100	61		248, 500	286, 700
62		259, 000	296, 700	62		248, 800	287, 400
63		259, 300	297, 200	63		249, 100	288, 000
64		259, 600	297, 700	64		249, 400	288, 500
65		259, 900	298, 200	65		249, 700	289, 000
66		260, 200	298, 800	66		250, 000	289, 600
67		260, 500	299, 300	67		250, 300	290, 100
68		260, 800	299, 900	68		250, 600	290, 700
69		261, 100	300, 300	69		250, 900	291, 200
70		261, 400	300, 800	70		251, 200	291, 700
71		261, 700	301, 300	71		251, 500	292, 300
72		262, 000	301, 900	72		251, 800	292, 900
73		262, 300	302, 400	73		252, 100	293, 400
74		262, 600	302, 800	74		252, 400	293, 900
75		262, 900	303, 100	75		252, 700	294, 300
76		263, 200	303, 400	76		253, 000	294, 600
77		263, 500	303, 600	77		253, 300	294, 800
78		263, 800	303, 900	78		253, 600	295, 100
79		264, 100	304, 100	79		253, 900	295, 300
80		264, 400	304, 400	80		254, 200	295, 600
81		264, 700	304, 600	81		254, 500	295, 800
82		265, 000	304, 800	82		254, 800	296, 000
83		265, 300	305, 100	83		255, 100	296, 300
84		265, 600	305, 300	84		255, 400	296, 500
85		265, 900	305, 600	85		255, 700	296, 800
86		266, 200	305, 800	86		256, 000	297, 100
87		266, 500	306, 100	87		256, 300	297, 400
88		266, 800	306, 400	88		256, 600	297, 700
89		267, 100	306, 700	89		256, 900	298, 000

90		267, 400	307, 000	90		257, 200	298, 300
91		267, 700	307, 300	91		257, 500	298, 600
92		268, 000	307, 600	92		257, 800	299, 000
93		268, 300	307, 800	93		258, 100	299, 200
94			308, 000	94			299, 400
95			308, 300	95			299, 700
96			308, 700	96			300, 100
97			308, 900	97			300, 300
98			309, 200	98			300, 600
99			309, 500	99			301, 000
100			309, 900	100			301, 400
101			310, 100	101			301, 600
102			310, 400	102			301, 900
103			310, 700	103			302, 200
104			311, 000	104			302, 500
105			311, 200	105			302, 700
106			311, 500	106			303, 000
107			311, 800	107			303, 300
108			312, 100	108			303, 600
109			312, 300	109			303, 800
110			312, 600	110			304, 200
111			313, 000	111			304, 600
112			313, 300	112			304, 900
113			313, 500	113			305, 100
114			313, 700	114			305, 300
115			314, 000	115			305, 600
116			314, 400	116			306, 000
117			314, 600	117			306, 200
118			314, 800	118			306, 400
119			315, 100	119			306, 700
120			315, 400	120			307, 000
121			315, 700	121			307, 400
122			315, 900	122			307, 600
123			316, 200	123			307, 900

124		316,500
125		316,800

イ 発達相談員給料表

(単位：円)

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
1	354,300	388,800
2	355,900	389,600
3	357,400	390,400
4	358,800	391,200
5	360,500	391,900
6	362,100	393,300
7	363,700	394,000
8	364,800	395,200
9	366,300	395,800

ウ 外国語指導助手給料表

(単位：円)

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
1	395,800	453,500
2	396,400	454,100
3	397,500	454,700
4	398,700	455,300
5	399,200	455,900

エ 市税等徴収指導員給料表

(単位：円)

職務の級	1級
号給	給料月額
1	391,900
2	393,300
3	394,000
4	395,200
5	395,800

124		308,200
125		308,500

イ 発達相談員給料表

(単位：円)

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
1	330,000	370,400
2	331,700	371,500
3	333,400	372,400
4	335,000	373,400
5	336,700	374,500
6	338,400	376,200
7	340,000	377,100
8	341,500	378,700
9	343,100	379,500

ウ 外国語指導助手給料表

(単位：円)

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
1	379,500	421,100
2	380,300	422,700
3	381,700	424,200
4	383,100	425,700
5	383,800	427,200

エ 市税等徴収指導員給料表

(単位：円)

職務の級	1級
号給	給料月額
1	374,500
2	376,200
3	377,100
4	378,700
5	379,500

新旧対照表

○議案第73号 手数料条例の一部を改正する条例

新			旧		
手数料条例 昭和31年3月27日 条例第2号			手数料条例 昭和31年3月27日 条例第2号		
別表第3（第2条）			別表第3（第2条）		
事務の種類	手数料の名称	単位及び金額	事務の種類	手数料の名称	単位及び金額
略			略		
建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の12第11項の規定による建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定の申請に対する審査	敷地と道路との関係の建築物に係る認定申請1件につき 大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定申請手数料	27,000円	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の12第6項の規定による建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定の申請に対する審査	敷地と道路との関係の建築物に係る認定申請1件につき 大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定申請手数料	27,000円
建築基準法施行令第7条の12第12項の規定による建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定の申請に対する審査	道路内における建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定申請手数料	27,000円	建築基準法施行令第7条の12第7項の規定による建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定の申請に対する審査	道路内における建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定申請手数料	27,000円
略			略		

新旧対照表

○議案第74号 木更津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく特定個人情報の利用等に関する条例の一部を改正する条例

新	旧																
木更津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく特定個人情報の利用等に関する条例 平成27年9月18日 条例第28号 (個人番号の利用範囲) 第4条 略 2 略 3 実施機関は、別表第2の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、住登外者宛名番号管理機能（市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するもの）による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって自らが保有するものを利用することができる。 4 略 5 実施機関は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で、住登外者宛名番号管理機能による住登外者宛名情報であって自らが保有するものを利用ることができる。 (特定個人情報の利用等ができる場合の書面提出に関するみなし規定) 第6条 実施機関は、第4条第2項若しくは同条第4項の規定による特定個人情報の利用をした場合又は前条の規定による特定個人情報の提供を受けた場合において、法令（条例、規則その他の規程を含む。）の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。	木更津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく特定個人情報の利用等に関する条例 平成27年9月18日 条例第28号 (個人番号の利用範囲) 第4条 略 2 略 3 略 (特定個人情報の利用等ができる場合の書面提出に関するみなし規定) 第6条 実施機関は、第4条第2項若しくは同条第3項の規定による特定個人情報の利用をした場合又は前条の規定による特定個人情報の提供を受けた場合において、法令（条例、規則その他の規程を含む。）の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす																
別表第1（第4条第1項）	別表第1（第4条第1項）																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 10%;">実施機関</th> <th style="text-align: center; width: 90%;">事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">市長</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>木更津市精神障害者医療費の助成に関する条例（昭和50年木更津市条例第9号）による精神障害者医療費の助成に関する事務</td> </tr> <tr> <td></td> <td>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務</td> </tr> <tr> <td></td> <td>事務</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	事務	市長	略		木更津市精神障害者医療費の助成に関する条例（昭和50年木更津市条例第9号）による精神障害者医療費の助成に関する事務		住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務		事務	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 10%;">実施機関</th> <th style="text-align: center; width: 90%;">事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">市長</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>木更津市精神障害者医療費の助成に関する条例（昭和50年木更津市条例第9号）による精神障害者医療費の助成に関する事務</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	事務	市長	略		木更津市精神障害者医療費の助成に関する条例（昭和50年木更津市条例第9号）による精神障害者医療費の助成に関する事務
実施機関	事務																
市長	略																
	木更津市精神障害者医療費の助成に関する条例（昭和50年木更津市条例第9号）による精神障害者医療費の助成に関する事務																
	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務																
	事務																
実施機関	事務																
市長	略																
	木更津市精神障害者医療費の助成に関する条例（昭和50年木更津市条例第9号）による精神障害者医療費の助成に関する事務																

教育委員会	木更津市要保護及び準要保護児童生徒就学援助実施要綱（平成25年木更津市教育委員会告示第2号）による就学援助・奨励に関する事務
	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務

別表第2 (第4条第2項・第3項)

実施機関	事務	特定個人情報
市長	略 木更津市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例によるひとり親家庭等医療費等の助成に関する事務	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。） 地方税関係情報 住民票関係情報 戸籍関係情報
		略

別表第3 (第5条)

照会実施機関	事務	提供実施機関	特定個人情報
市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置についてに基づき日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務	教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報
	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務	教育委員会	住登外者宛名情報

教育委員会	木更津市要保護及び準要保護児童生徒就学援助実施要綱（平成25年木更津市教育委員会告示第2号）による就学援助・奨励に関する事務
-------	--

別表第2 (第4条第2項)

実施機関	事務	特定個人情報
市長	略 木更津市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例によるひとり親家庭等医療費等の助成に関する事務	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。） 地方税関係情報 住民票関係情報
		略

別表第3 (第5条)

照会実施機関	事務	提供実施機関	特定個人情報
市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置についてに基づき日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務	教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報

教育委員会		教育委員会	
木更津市要保護及び準要保護児童生徒就学援助実施要綱に基づく就学援助・奨励に関する事務	市長	地方税関係情報 住民票関係情報 生活保護関係情報	地方税関係情報 住民票関係情報 生活保護関係情報
住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務	市長	住登外者宛名情報	

新旧対照表

○議案第75号 木更津市児童遊園設置条例の一部を改正する条例

新		旧	
木更津市児童遊園設置条例	昭和48年3月28日 条例第8号	木更津市児童遊園設置条例	昭和48年3月28日 条例第8号
別表(第2条)		別表(第2条)	
名称	位置	名称	位置
岡那児童遊園	木更津市牛袋69番地	高柳児童遊園	木更津市高柳三丁目2845番地5
猪の台児童遊園	木更津市矢那2253番地1	岡那児童遊園	木更津市牛袋69番地
上望陀児童遊園	木更津市上望陀607番地	貝渕児童遊園	木更津市貝渕三丁目439番地11
略		猪の台児童遊園	木更津市矢那2253番地1
牛袋児童遊園	木更津市牛袋1027番地1	若木町児童遊園	木更津市岩根四丁目12番地167
		上望陀児童遊園	木更津市上望陀607番地
富来田児童遊園	木更津市真里谷110番地1	略	
略		牛袋児童遊園	木更津市牛袋1027番地1
瓜倉児童遊園	木更津市瓜倉636番地	住吉児童遊園	木更津市高柳一丁目120番地1
高須児童遊園	木更津市中島3992番地1	住吉中央児童遊園	木更津市高柳二丁目63番地1
井尻児童遊園	木更津市井尻990番地	富来田児童遊園	木更津市真里谷110番地1
略		略	
江川児童遊園	木更津市江川3番地20	瓜倉児童遊園	木更津市瓜倉636番地
		一の坪児童遊園	木更津市高柳二丁目27番地13
大寺児童遊園	木更津市大寺1028番地1	高須児童遊園	木更津市中島3992番地1
		北片町児童遊園	木更津市中央三丁目1246番地24
		仲片町児童遊園	木更津市中央三丁目1454番地6
		井尻児童遊園	木更津市井尻990番地
		略	
		江川児童遊園	木更津市江川3番地20
		大境児童遊園	木更津市文京三丁目5番地1
		新田児童遊園	木更津市文京一丁目2番地4
		大寺児童遊園	木更津市大寺1028番地1
		新田第2児童遊園	木更津市新田一丁目41番地25

川端児童遊園	木更津市江川1384番地24	川端児童遊園	木更津市江川1384番地24
富岡児童遊園	木更津市下郡1770番地2	関谷児童遊園	木更津市烟沢1053番地36
中里児童遊園	木更津市中里二丁目65番地2	富岡児童遊園	木更津市下郡1770番地2
茅野児童遊園	木更津市茅野653番地	中里児童遊園	木更津市中里二丁目65番地2
畠ヶ池児童遊園	木更津市朝日三丁目2592番地2	高砂児童遊園	木更津市高砂一丁目2288番地9
矢崎児童遊園	木更津市真里谷727番地	茅野児童遊園	木更津市茅野653番地
請西児童遊園	木更津市請西851番地41	新川田児童遊園	木更津市江川1557番地28
曾根児童遊園	木更津市曾根96番地	畠ヶ池児童遊園	木更津市朝日三丁目2592番地2
		矢崎児童遊園	木更津市真里谷727番地
		若葉台児童遊園	木更津市若葉町11番地1
		請西児童遊園	木更津市請西851番地41
		上根岸児童遊園	木更津市上根岸284番地5
		曾根児童遊園	木更津市曾根96番地
		真里谷児童遊園	木更津市真里谷892番地7
		かずさ児童遊園	木更津市かずさ鎌足一丁目4番地

新旧対照表

○議案第76号 木更津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例及び木

更津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（第1条関係）

新	旧
<p>木更津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例 平成26年9月27日 条例第17号 (虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、 <u>児童福祉法第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）</u>に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>木更津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例 平成26年9月27日 条例第17号 (虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、 <u>児童福祉法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

新旧対照表

○議案第76号 木更津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例及び木更津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（第2条関係）

新	旧
<p>木更津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成26年9月27日 条例第19号 (虐待等の禁止) 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10 <u>第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用者的心身に有害な影響を与える行 為をしてはならない。</p>	<p>木更津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成26年9月27日 条例第19号 (虐待等の禁止) 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10 <u>各号</u>に掲げる行為その他当該利用者的心身に有害な影響を与える行為をし てはならない。</p>

新旧対照表

○議案第77号 木更津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

新	旧
木更津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成26年9月27日 条例第18号 (虐待等の禁止) 第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (利用乳幼児及び職員の健康診断) 第17条 略 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。	木更津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成26年9月27日 条例第18号 (虐待等の禁止) 第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (利用乳幼児及び職員の健康診断) 第17条 略 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。
児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
3・4 略	3・4 略

新旧対照表

○議案第78号 木更津市福祉に関する事務所設置条例等の一部を改正する条例（第1条関係）

新	旧
<p>木更津市福祉に関する事務所設置条例 昭和39年3月30日 条例第6号 (位置及び名称) 第2条 福祉に関する事務所の位置及び名称は、次のとおりとする。 位置 <u>木更津市朝日三丁目8番1号</u> 名称 木更津市福祉事務所</p>	<p>木更津市福祉に関する事務所設置条例 昭和39年3月30日 条例第6号 (位置及び名称) 第2条 福祉に関する事務所の位置及び名称は、次のとおりとする。 位置 <u>木更津市朝日三丁目10番19号</u> 名称 木更津市福祉事務所</p>

新旧対照表

○議案第78号 木更津市福祉に関する事務所設置条例等の一部を改正する条例（第2条関係）

新	旧								
<p>木更津市保健相談センター設置条例 昭和53年12月23日 条例第35号 (名称及び位置) 第2条 保健相談センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>木更津市保健相談センター</td><td><u>木更津市朝日三丁目8番1号</u></td></tr></tbody></table>	名称	位置	木更津市保健相談センター	<u>木更津市朝日三丁目8番1号</u>	<p>木更津市保健相談センター設置条例 昭和53年12月23日 条例第35号 (名称及び位置) 第2条 保健相談センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>木更津市保健相談センター</td><td><u>木更津市朝日三丁目10番19号</u></td></tr></tbody></table>	名称	位置	木更津市保健相談センター	<u>木更津市朝日三丁目10番19号</u>
名称	位置								
木更津市保健相談センター	<u>木更津市朝日三丁目8番1号</u>								
名称	位置								
木更津市保健相談センター	<u>木更津市朝日三丁目10番19号</u>								

新旧対照表

○議案第78号 木更津市福祉に関する事務所設置条例等の一部を改正する条例（第3条関係）

新	旧								
<p>木更津市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例 平成28年3月19日 条例第3号 (名称及び位置) 第3条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>木更津市消費生活センター</td><td><u>木更津市朝日三丁目8番1号</u></td></tr></tbody></table>	名称	位置	木更津市消費生活センター	<u>木更津市朝日三丁目8番1号</u>	<p>木更津市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例 平成28年3月19日 条例第3号 (名称及び位置) 第3条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>木更津市消費生活センター</td><td><u>木更津市朝日三丁目10番19号</u></td></tr></tbody></table>	名称	位置	木更津市消費生活センター	<u>木更津市朝日三丁目10番19号</u>
名称	位置								
木更津市消費生活センター	<u>木更津市朝日三丁目8番1号</u>								
名称	位置								
木更津市消費生活センター	<u>木更津市朝日三丁目10番19号</u>								

新旧対照表

○議案第78号 木更津市福祉に関する事務所設置条例等の一部を改正する条例（第4条関係）

新	旧								
<p>木更津市視聴覚ライブラリーの設置及び管理に関する条例 平成31年3月21日 条例第25号 (名称及び位置) 第2条 ライブラリーの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>木更津市視聴覚ライブラリー</td><td><u>木更津市朝日三丁目8番1号</u></td></tr></tbody></table>	名称	位置	木更津市視聴覚ライブラリー	<u>木更津市朝日三丁目8番1号</u>	<p>木更津市視聴覚ライブラリーの設置及び管理に関する条例 平成31年3月21日 条例第25号 (名称及び位置) 第2条 ライブラリーの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>木更津市視聴覚ライブラリー</td><td><u>木更津市朝日三丁目10番19号</u></td></tr></tbody></table>	名称	位置	木更津市視聴覚ライブラリー	<u>木更津市朝日三丁目10番19号</u>
名称	位置								
木更津市視聴覚ライブラリー	<u>木更津市朝日三丁目8番1号</u>								
名称	位置								
木更津市視聴覚ライブラリー	<u>木更津市朝日三丁目10番19号</u>								

新旧対照表

○議案第79号 木更津市公共案内看板設置に関する条例の一部を改正する条例

新	旧															
木更津市公共案内看板設置に関する条例 平成24年3月24日 条例第8号 (設置) 第1条 市は、首都圏中央連絡自動車道及び館山自動車道を利用する者の利便性を図り、インターチェンジ周辺の円滑な道路交通を促すため、千葉県屋外広告物条例（昭和44年千葉県条例第5号）第8条第1項第2号の道路の案内等を表示する看板（以下「公共案内看板」という。）を設置する。	木更津市公共案内看板設置に関する条例 平成24年3月24日 条例第8号 (設置) 第1条 市は、首都圏中央連絡自動車道及び館山自動車道を利用する者の利便性を図り、インターチェンジ周辺の円滑な道路交通を促すため、 <u>又は交通結節点である木更津駅駅前広場等において公共交通機関等を利用する者に有用な情報を提供するため</u> 、千葉県屋外広告物条例（昭和44年千葉県条例第5号）第8条第1項第2号の道路の案内等を表示する看板（以下「公共案内看板」という。）を設置する。															
(公共案内看板の名称、位置及び設置数) 第2条 公共案内看板の名称、位置及び設置数は、次のとおりとする。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th><th style="text-align: center;">位置</th><th style="text-align: center;">設置数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木更津金田インター出口付近公共案内看板</td><td>木更津市中島1508番1、1508番2、1508番3及び1509番1</td><td style="text-align: center;">1</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	設置数	木更津金田インター出口付近公共案内看板	木更津市中島1508番1、1508番2、1508番3及び1509番1	1	(公共案内看板の名称、位置及び設置数) 第2条 公共案内看板の名称、位置及び設置数は、次のとおりとする。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th><th style="text-align: center;">位置</th><th style="text-align: center;">設置数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木更津金田インター出口付近公共案内看板</td><td>木更津市中島1508番1、1508番2、1508番3及び1509番1</td><td style="text-align: center;">1</td></tr> <tr> <td>木更津駅駅前広場等公共案内看板</td><td>木更津市富士見一丁目1816番1及び2並びに1817番並びに中央一丁目1675番並びに東中央一丁目6番2並びに金田西特定土地区画整理事業3—1街区3</td><td style="text-align: center;">8</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	設置数	木更津金田インター出口付近公共案内看板	木更津市中島1508番1、1508番2、1508番3及び1509番1	1	木更津駅駅前広場等公共案内看板	木更津市富士見一丁目1816番1及び2並びに1817番並びに中央一丁目1675番並びに東中央一丁目6番2並びに金田西特定土地区画整理事業3—1街区3	8
名称	位置	設置数														
木更津金田インター出口付近公共案内看板	木更津市中島1508番1、1508番2、1508番3及び1509番1	1														
名称	位置	設置数														
木更津金田インター出口付近公共案内看板	木更津市中島1508番1、1508番2、1508番3及び1509番1	1														
木更津駅駅前広場等公共案内看板	木更津市富士見一丁目1816番1及び2並びに1817番並びに中央一丁目1675番並びに東中央一丁目6番2並びに金田西特定土地区画整理事業3—1街区3	8														
(使用の許可) 第3条 略 2 略 3 市長は、木更津金田インター出口付近公共案内看板を道路の案内表示として使用するもので、次の各号のいずれにも該当するときに限り、第1項の許可をすることができる。 (1)～(7) 略 4 略 (使用料)	(使用の許可) 第3条 略 2 略 3 市長は、木更津金田インター出口付近公共案内看板を道路の案内表示として、 <u>木更津駅駅前広場等公共案内看板を公共交通機関等の利用者の利便に資するための情報提供として</u> 使用するもので、次の各号のいずれにも該当するときに限り、第1項の許可をすることができる。 (1)～(7) 略 4 略 (使用料)															

第10条 使用者は、許可を受けたときは、別表に定める使用料を規則で定めるところにより納付しなければならない。

別表（第10条）

略

第10条 使用者は、許可を受けたときは、別表第1又は別表第2に定める使用料を規則で定めるところにより納付しなければならない。

別表第1（第10条）

略

別表第2（第10条）

木更津駅駅前広場等公共案内看板

寸法	種別	使用料（8基12面につき）
表面 縦71センチメートル 横40センチメートル	電子表示式	20,370円／週×使用する週数
裏面 縦93センチメートル 横53センチメートル		

注 木更津市富士見一丁目1816番1及び2並びに1817番並びに中央一丁目1675番の公共案内看板5基のうち1基並びに木更津市東中央一丁目6番2の公共案内看板2基並びに金田西特定土地区画整理事業3—1街区3の公共案内看板1基については、裏面のみとする。

備考

- 1 週とは、月曜日から日曜日までの7日間をいう。
- 2 使用する週数は、週の途中から使用するときは、使用を開始する日の属する週から換算し、週の途中まで使用するときは、使用を終える日の属する週まで換算する。

新旧対照表

○議案第80号 木更津市火災予防条例の一部を改正する条例

新	旧
木更津市火災予防条例 昭和37年6月25日 条例第24号	木更津市火災予防条例 昭和37年6月25日 条例第24号
目次 略	目次 略
<u>第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2～第29条の7）</u>	<u>第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2～第29条の7）</u>
<u>第3章の3 林野火災の予防（第29条の8・第29条の9）</u> 略 (火災に関する警報の発令中における火の使用の制限) 第29条 火災に関する警報（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。 (1)～(6) 略	略 (火災に関する警報の発令中における火の使用の制限) 第29条 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。 (1)～(6) 略 <u>(7) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。</u>
<u>第3章の3 林野火災の予防</u> (林野火災に関する注意報) 第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。 2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。 3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。 (林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限) 第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発し	

たときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

(屋外催しに係る防火管理)

第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあつては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第45条第1項において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

(4)～(6) 略

2 略

（火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出）

第45条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為（たき火を含む。）

(2)～(6) 略

2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

(屋外催しに係る防火管理)

第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあつては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第45条において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

(4)～(6) 略

2 略

（火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出）

第45条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為

(2)～(6) 略

新旧対照表

○議案第81号 木更津市議会議員及び木更津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び木更津市議会議員及び木更津市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（第1条関係）

新	旧
<p>木更津市議会議員及び木更津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例</p> <p style="text-align: center;">平成6年3月26日 条例第5号</p> <p>(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第8条 木更津市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>586円88銭</u>に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）を超える場合には、当該除して得た金額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて、当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p>	<p>木更津市議会議員及び木更津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例</p> <p style="text-align: center;">平成6年3月26日 条例第5号</p> <p>(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第8条 木更津市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>541円31銭</u>に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）を超える場合には、当該除して得た金額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて、当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p>

新旧対照表

○議案第81号 木更津市議会議員及び木更津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び木更津市議会議員及び木更津市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（第2条関係）

新	旧
<p>木更津市議会議員及び木更津市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例 平成21年12月17日 条例第25号 (公費負担額及び支払手続)</p> <p>第4条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該業者からの請求に基づき、当該業者に対し支払う。</p> <p>(公費負担の限度額)</p> <p>第5条 第2条の規定による公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>8円38銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た額とする。</p>	<p>木更津市議会議員及び木更津市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例 平成21年12月17日 条例第25号 (公費負担額及び支払手続)</p> <p>第4条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該業者からの請求に基づき、当該業者に対し支払う。</p> <p>(公費負担の限度額)</p> <p>第5条 第2条の規定による公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>7円73銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た額とする。</p>

木更津市民会館の指定管理者に指定しようとする団体の概要

所 在 東京都千代田区神田小川町一丁目2番地
名 称 株式会社ケイミックスパブリックビジネス
代表者名 代表取締役 橋本 鉄司
設 立 平成29年4月3日
資 本 金 100,000,000円
従業員数 役員6名 従業員879名
事業内容
1 地方自治法に基づく指定管理者制度による公の施設（文化・生涯学習施設、図書館・公民館・博物館等社会教育施設、社会福祉施設、スポーツ施設、集会施設ほか）の管理・運営業務および付随する一切の業務
2 PFI事業の受託及びSPCへの出資
3 文化ホール施設の管理・運営業務
4 コンベンション事業及びコンベンション誘致業務
5 コンサート・演劇等の興行及びカルチャー教室の経営
6 不動産の売買、賃貸借、仲介、斡旋、管理業務
7 ビルメンテナンス及び運営サービスに関する次の業務
（1）建物室内、外壁清掃管理業務
（2）設備運転管理監視業務
（3）空調・給排水・消防設備等の保守、点検、管理業務
（4）工事營繕業務
（5）空気・照度・騒音等の環境測定、分析業務
（6）ねずみ・害虫等の防除業務
（7）警備保安業務
（8）受付・案内・電話交換業務
（9）ホテル客室整備業務
8 次の業務に関するコンサルタント業務

(1) 不動産の有効活用

(2) 建築・土木関係建設

(3) ビルの経営及び運営管理

(4) 不動産投資に関する助言

9 飲食店の経営並びに飲料・食料品の加工販売

10 物品の卸並びに小売

11 設備機器類の販売・施工

12 上記各号に附帯する一切の業務

議案第83号 木更津市民会館指定管理者候補者選定評価結果表

選定基準	審査（評価）基準	可	否
1 事業計画に基づく管理により、公の施設における利用者の平等な利用の確保に配慮されたものであること（指定手続等に関する条例第4条第1項第1号）	(1) 管理運営の理念、姿勢について ・申請団体の経営理念は、利用の平等性の観点から適切か ・施設の設置目的と提案された運営方針が合致しているか (2) 利用者の平等な利用の確保について	7人	0人
2 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に發揮すること（指定手続等に関する条例第4条第1項第1号）	(1) 施設の設置目的との適合性について (2) 利用者に対するサービスの向上について (3) 利用促進、利用者増への取組みについて (4) その他新規、魅力的な提案の有無について (5) 施設の効率的運営、効率化への取組みについて (6) 施設管理の安全性への配慮について (7) 事業計画の実現可能性について	7人	0人
3 申請団体が公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の能力を有しており、又は確保できること（指定手続等に関する条例第4条第1項第2号）	(1) 施設管理への意欲、熱意について (2) 類似施設等の管理運営実績等について (3) 安定的な運営が可能となる人的能力（管理運営方式）について ・職員構成、職員数、職員採用、確保の方策、職員の研修（育成）体制等 (4) 団体の安定性、継続性について (5) 団体の運営の透明性、公正性について (6) 収入、支出の積算と管理計画の整合性について (7) 収支計画の実現可能性について	7人	0人
4 その他別に定める基準（指定手続等に関する条例第4条第1項第3号）	(1) 木更津市の文化芸術振興への寄与 (2) 社会的弱者への対応について	7人	0人
総合評価		7人	0人

※採点基準 【可】 優秀である（高度の能力を有している）、又は満足できる（十分な能力を有している）、又は平均的である場合

【否】 物足りなさを感じる（能力が若干乏しい）、又は劣っている（まかせることが不安である）場合

木更津市自転車駐車場の指定管理者に指定しようとする団体の概要

所 在 東京都千代田区内神田三丁目5番3号
名 称 友輪株式会社
代表者名 代表取締役 松本 功弘
設 立 平成2年6月20日
資 本 金 11,000,000円
従業員数 役員4名 従業員700名
事業内容
1 自転車駐車場の維持管理及び料金の収納の受託
2 地方公共団体等が行う放置自転車の撤去、移送、保管及び処分にかかる事業の受託
3 自転車駐車場管理要員の研修並びに研修用図書の作成及び販売
4 地域の自転車利用にかかる実態調査の受託並びに自転車駐車施設の整備及び改良にかかる企画業務の受託
5 自転車、自動車駐車場の設置及び管理運営
6 自転車、自動車駐車場の設備機器等の販売及び仲介並びに斡旋等
7 自転車付属品の製造及び輸入並びに販売
8 労働者派遣事業の適正な運用の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律に基づく労働者派遣事業
9 警備業法に基づく警備業
10 自転車駐車場の維持管理及び料金の収納の受託
11 不動産の売買、賃貸、管理
12 農産物の生産及び販売
13 再生可能エネルギーの販売等
14 前各号に附帯する一切の業務

木更津市自転車駐車場指定管理者候補者選定評価結果表

選定基準 (条例規定事項)	審査(評価)基準	配 点	友輪株式会社	A社
			合計	合計
1 事業計画に基づく管理により、 公の施設における利用者の平等な利用の確保に配慮されたものであること(指定手続等に関する条例第4条第1項第1号)	(1) 管理運営の理念、姿勢について ・申請団体の経営理念は、利用の平等性の観点から適切か ・施設の設置目的と提案された運営方針が合致しているか	80 点(10 点× 8 人)	52	51
	(2) 利用者の平等な利用の確保について	80 点(10 点× 8 人)	49	49
	小 計	160 点(20 点× 8 人)	101	100
2 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮することであること(指定手続等に関する条例第4条第1項第1号)	(1) 施設の設置目的との適合性について	32 点(4 点× 8 人)	19	18
	(2) 利用者に対するサービスの向上について	40 点(5 点× 8 人)	27	26
	(3) 利用促進、利用者増への取組みについて	32 点(4 点× 8 人)	18	17
	(4) その他新規、魅力的な提案の有無について	32 点(4 点× 8 人)	18	16
	(5) 施設の効率的運営、効率化への取組みについて	40 点(5 点× 8 人)	25	24
	(6) 施設管理の安全性への配慮について	32 点(4 点× 8 人)	18	20
	(7) 事業計画の実現可能性について	32 点(4 点× 8 人)	21	19
	(8) 指定管理料の相対的評価について	320 点(40 点× 8 人)	320	312
	小 計	560 点(70 点× 8 人)	466	452
3 申請団体が公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他 の経営の能力を有しており、又は 確保できる見込みがあること (指定手続等に関する条例第4条第1項第2号)	(1) 施設管理への意欲、熱意について	40 点(5 点× 8 人)	30	28
	(2) 類似施設等の管理運営実績等について	40 点(5 点× 8 人)	30	28
	(3) 安定的な運営が可能となる人的能力(管理運営方式)について ・職員構成、職員数、職員採用、確保の方策、職員の研修(育成)体制等	40 点(5 点× 8 人)	28	27
	(4) 団体の安定性、継続性について	80 点(10 点× 8 人)	52	52
	(5) 団体の運営の透明性、公正性について	40 点(5 点× 8 人)	27	26
	(6) 収入、支出の積算と管理計画の整合性について	40 点(5 点× 8 人)	26	25
	(7) 収支計画の実現可能性について	40 点(5 点× 8 人)	27	27
	小 計	320 点(40 点× 8 人)	220	213
4 その他別に定める基準(指定手続等に関する条例第4条第1項第3号)	(1) 社会的弱者への対応について	80 点(10 点× 8 人)	54	40
	小 計	80 点(10 点× 8 人)	54	40
合 計 点 数		1,120 点(140 点× 8 人)	841	805
市内事業者加点			25	24
総 合 計 点 数		(合計点数+加点) 8 人)	866	829

採点基準【c】「平均的である。」の配点の合計に委員数を乗じた数
(74 点× 8 人)
592 点

木更津市営体育施設の指定管理者に指定しようとする団体の概要

所 在 東京都中央区銀座四丁目 12 番 15 号
名 称 株式会社オーエンス
代表者名 代表取締役 大木 一雄
設 立 昭和 34 年 6 月 1 日
資 本 金 100,000,000 円
従業員数 役員 6 名 従業員 4,651 名
事業内容
1 ビルメンテナンス業
2 警備、電話交換並びに受付
3 建物の保安管理及び駐車場の管理業務
4 労働者派遣事業
5 ビルメンテナンスに伴う清掃用品、日用雑貨品の販売
6 一般廃棄物の収集、運搬並びに再生利用業務
7 電気工事の設計施工及び電気機械器具の販売
8 空調衛生、給排水工事の施工
9 消防、消防設備工事の設計、施工
10 建築工事の設計及び施工
11 室内装飾の設計施工
12 家具及び事務用スチール製品の販売
13 不動産の仲介、売買、管理並びに賃貸
14 不動産に関するコンサルタント業務
15 損害保険代理業
16 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI 法）
に基づく公共施設等の維持管理、運営業務
17 地方自治法に定める指定管理者制度に基づく公の施設の維持管理、運営業務
18 スポーツ施設の運営並びに管理

- 19 ホテルの運営並びに管理
- 20 飲食店並びに喫茶店の経営
- 21 コンビニエンス・ストアーの経営
- 22 酒類、煙草、食品、日用雑貨品、玩具、文具、服飾雑貨の販売及び販売店の経営
- 23 診療報酬請求事務並びに医療関連機関の一般事務の受託
- 24 総合受付案内業務
- 25 旅行業
- 26 A E Dの販売及び賃貸業務
- 27 高度管理医療機器等販売業
- 28 前各号に付帯する一切の業務

所 在 木更津市有吉932木更津スポーツヴィレッジ
名 称 ローヴアーズ株式会社
代表者名 代表取締役 カレン・ロバート
設 立 平成26年3月18日
資 本 金 10,000,000円
従 業 員 数 役員5名 従業員52名
事業内容

- 1 スポーツ施設・スクールの運営及びコンサルタント業務
- 2 スポーツ選手・文化人のマネジメント
- 3 スポーツ用品・アパレル・雑貨等の企画、デザイン、製造及び販売
- 4 スポーツ選手・指導者・チームの海外留学及び遠征の支援
- 5 各種イベント、セミナー等の企画、運営
- 6 広告宣伝代理業
- 7 写真、ビデオ等の映像の企画、撮影及び編集
- 8 書籍の企画、編集、出版、販売
- 9 グラウンドメンテナンス業
- 10 フランチャイズ事業
- 11 人材派遣業

- 1 2 旅館業、ホテル業
- 1 3 食料品・飲料品の小売業及び飲食店の経営
- 1 4 前各号に附帯する一切の業務

所 在 木更津市矢那2381番地
名 称 谷中造園土木株式会社
代表者名 代表取締役 谷中 淑浩
設 立 昭和59年1月17日
資 本 金 20,000,000円
従業員数 役員4名 従業員15名
事業内容

- 1 造園業
- 2 植木の生産及び販売
- 3 土木工事業
- 4 前各号に附帯関連する一切の業務

議案第85号 木更津市営体育施設指定管理者候補者選定評価結果表

選定基準	審査（評価）基準	可	否
1 事業計画に基づく管理により、公の施設における利用者の平等な利用の確保に配慮されたものであること（指定手続等に関する条例第4条第1項第1号）	(1) 管理運営の理念、姿勢について ・申請団体の経営理念は、利用の平等性の観点から適切か ・施設の設置目的と提案された運営方針が合致しているか (2) 利用者の平等な利用の確保について	7人	0人
2 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に發揮すること（指定手続等に関する条例第4条第1項第1号）	(1) 施設の設置目的との適合性について (2) 利用者に対するサービスの向上について (3) 利用促進、利用者増への取組みについて (4) その他新規、魅力的な提案の有無について (5) 施設の効率的運営、効率化への取組みについて (6) 施設管理の安全性への配慮について (7) 事業計画の実現可能性について	7人	0人
3 申請団体が公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の能力を有しており、又は確保できる見込みがあること（指定手続等に関する条例第4条第1項第2号）	(1) 施設管理への意欲、熱意について (2) 類似施設等の管理運営実績等について (3) 安定的な運営が可能となる人的能力（管理運営方式）について ・職員構成、職員数、職員採用、確保の方策、職員の研修（育成）体制等 (4) 団体の安定性、継続性について (5) 団体の運営の透明性、公正性について (6) 収入、支出の積算と管理計画の整合性について (7) 収支計画の実現可能性について	7人	0人
4 その他別に定める基準（指定手続等に関する条例第4条第1項第3号）	(1) 体育施設の発展と向上への寄与について	7人	0人
総合評価		7人	0人

※採点基準 【可】 優秀である（高度の能力を有している）、又は満足できる（十分な能力を有している）、又は平均的である場合

【否】 物足りなさを感じる（能力が若干乏しい）、又は劣っている（まかせることが不安である）場合

議案第 86 号 (木更津市立請西保育園及び木更津市請西子育て支援センターの指定管理者の指定について)

木更津市立請西保育園及び木更津市請西子育て支援センターの指定管理者に
指定しようとする団体の概要

所 在 木更津市請西二丁目 12 番 8 号
名 称 社会福祉法人木更津むつみ福祉会
代表者名 理事長 林 健一
設 立 昭和 54 年 4 月 13 日
資産の総額 706,004,316 円
職 員 数 役員 8 名 職員 101 人
事業内容 1 第二種社会福祉事業
 (イ) 保育所の経営
 (ロ) 一時預かり事業の経営
 (ハ) 地域子育て支援拠点事業の経営
 (二) 幼保連携型認定こども園の経営

議案第86号 木更津市立請西保育園及び木更津市請西子育て支援センター指定管理者候補者
選定評価結果表

選定基準	審査（評価）基準	可	否
1 事業計画に基づく管理により、公の施設における利用者の平等な利用の確保に配慮されたものであること（指定手続等に関する条例第4条第1項第1号）	(1) 管理運営の理念、姿勢について ・申請団体の経営理念は、利用の平等性の観点から適切か ・施設の設置目的と提案された運営方針が合致しているか (2) 利用者の平等な利用の確保について	8人	0人
2 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に發揮すること（指定手続等に関する条例第4条第1項第1号）	(1) 施設の設置目的との適合性について (2) 利用者に対するサービスの向上について (3) 利用促進、利用者増への取組みについて (4) その他新規、魅力的な提案の有無について (5) 地域に根ざした施設の運営への取組みについて (6) 施設管理の安全性への配慮について (7) 事業計画の実現可能性について	8人	0人
3 申請団体が公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の能力を有しており、又は確保できること（指定手続等に関する条例第4条第1項第2号）	(1) 施設管理への意欲、熱意について (2) 類似施設等の管理運営実績等について (3) 安定的な運営が可能となる人的能力（管理運営方式）について ・職員構成、職員数、職員採用、確保の方策、職員の研修（育成）体制等 (4) 団体の安定性、継続性について (5) 団体の運営の透明性、公正性について (6) 収入、支出の積算と管理計画の整合性について (7) 収支計画の実現可能性について	8人	0人
4 その他別に定める基準（指定手続等に関する条例第4条第1項第3号）	(1) 社会的弱者への対応について	8人	0人
総合評価		8人	0人

※採点基準 【可】 優秀である（高度の能力を有している）、又は満足できる（十分な能力を有している）、又は平均的である場合

【否】 物足りなさを感じる（能力が若干乏しい）、又は劣っている（まかせることが不安である）場合

木更津市民総合福祉会館の指定管理者に指定しようとする団体の概要

所 在 木更津市潮見二丁目 9 番地
名 称 社会福祉法人木更津市社会福祉協議会
代表者名 会長 滝口 君江
設 立 昭和 43 年 4 月 9 日
資産の総額 113,729,277 円
職 員 数 役員 14 名 職員 53 名
事 業 内 容 木更津市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。
1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
4 1 から 3 のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
5 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
6 共同募金事業への協力
7 福祉サービス利用援助事業
8 成年後見制度に関する事業
9 老人居宅介護等事業の経営
10 障害福祉サービス事業の経営
11 子育て援助活動支援事業の経営
12 木更津市老人福祉センターの受託経営
13 木更津市身体障害者福祉センターの受託経営
14 生活福祉資金貸付事業
15 善意銀行貸付事業

- 1 6 心配ごと相談事業
 - 1 7 学習支援事業
 - 1 8 生活支援体制整備事業
 - 1 9 コミュニティソーシャルワーカー事業
 - 2 0 被保護者就労支援事業
 - 2 1 生活困窮者就労準備支援事業
 - 2 2 その他この法人の目的達成のため必要な事業
- 公益を目的とする事業

社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

- 1 木更津市民総合福祉会館の受託経営
- 2 居宅生活支援事業

議案第87号 木更津市民総合福祉社会館指定管理者候補者選定評価結果表

選定基準	審査（評価）基準	可	否
1 事業計画に基づく管理により、公の施設における利用者の平等な利用の確保に配慮されたものであること（指定手続等に関する条例第4条第1項第1号）	(1) 施設運営の理念、姿勢について ・申請団体の経営理念は、利用の平等性の観点から適切か ・施設の設置目的と提案された運営方針が合致しているか (2) 利用者の平等な利用の確保について	7人	0人
2 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に發揮すること（指定手続等に関する条例第4条第1項第1号）	(1) 施設の設置目的との適合性について (2) 利用者に対するサービスの向上について (3) 利用促進、利用者増への取組みについて (4) その他新規、魅力的な提案の有無について (5) 施設の効率的運営、効率化への取組みについて (6) 施設管理の安全性への配慮について (7) 事業計画の実現可能性について	7人	0人
3 申請団体が公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の能力を有しており、又は確保できる見込みがあること（指定手続等に関する条例第4条第1項第2号）	(1) 施設管理への意欲、熱意について (2) 類似施設等の管理運営実績等について (3) 安定的な運営が可能となる人的能力（管理運営方式）について ・職員構成、職員数、職員採用、確保の方策、職員の研修（育成）体制等 (4) 団体の安定性、継続性について (5) 団体の運営の透明性、公正性について (6) 収入、支出の積算と管理計画の整合性について (7) 収支計画の実現可能性について	7人	0人
4 その他別に定める基準（指定手続等に関する条例第4条第1項第3号）	(1) 社会的弱者への対応について (2) 地域福祉、及び総合的な福祉への寄与に関する考え方について	7人	0人
総合評価		7人	0人

※採点基準 【可】 優秀である（高度の能力を有している）、又は満足できる（十分な能力を有している）、又は平均的である場合

【否】 物足りなさを感じる（能力が若干乏しい）、又は劣っている（まかせることが不安である）場合

木更津市身体障害者福祉センターの指定管理者に指定しようとする団体の概要

所 在 木更津市真舟五丁目 2 番 3 号
名 称 すまいるリハビリサービス株式会社
代表者名 代表取締役 高橋 宏彰
設 立 平成 22 年 7 月 23 日
資 本 金 7,130,000 円
従業員数 役員 1 名 従業員 89 名
事業内容
1 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業
2 介護保険法に基づく次の居宅サービス事業
(1) 訪問介護
(2) 訪問入浴介護
(3) 訪問看護
(4) 通所介護
(5) 短期入所生活介護
(6) 福祉用具貸与
(7) 特定福祉用具販売
3 介護保険法に基づく次の介護予防サービス事業
(1) 介護予防訪問介護
(2) 介護予防訪問入浴介護
(3) 介護予防訪問看護
(4) 介護予防通所介護
(5) 介護予防短期入所生活介護
(6) 介護予防福祉用具貸与
(7) 特定介護予防福祉用具販売
4 介護保険法に基づく次の地域密着型サービス事業

(1) 夜間対応型訪問介護

(2) 認知症対応型通所介護

(3) 小規模多機能型居宅介護

(4) 認知症対応型共同生活介護

(5) 通所介護

5 介護保険法に基づく次の地域密着型介護予防サービス事業

(1) 介護予防認知症対応型通所介護

(2) 介護予防小規模多機能型居宅介護

(3) 介護予防認知症対応型共同生活介護

6 介護保険法に基づく第一号事業

7 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく、障害福祉サービス事業

8 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく、地域生活支援事業

9 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく、一般相談支援事業及び特定相談支援事業並びに児童福祉法に基づく、障害児相談支援事業

10 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく、移動支援事業

11 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく、日中一時支援事業

12 児童福祉法に基づく、障害児通所支援事業

13 児童福祉法に基づく、障害児入所支援事業

14 児童福祉法に基づく、児童発達支援及び放課後等デイサービス事業

15 サービス付き高齢者専用賃貸住宅の管理・運営

16 義肢等四肢に装着する補装具の製造、修理、卸及び販売

17 法適用外での居宅介護サービス事業

18 介護用品及び介護機器の販売及びレンタル

19 在宅者向けの給食サービス業及び配食サービス事業

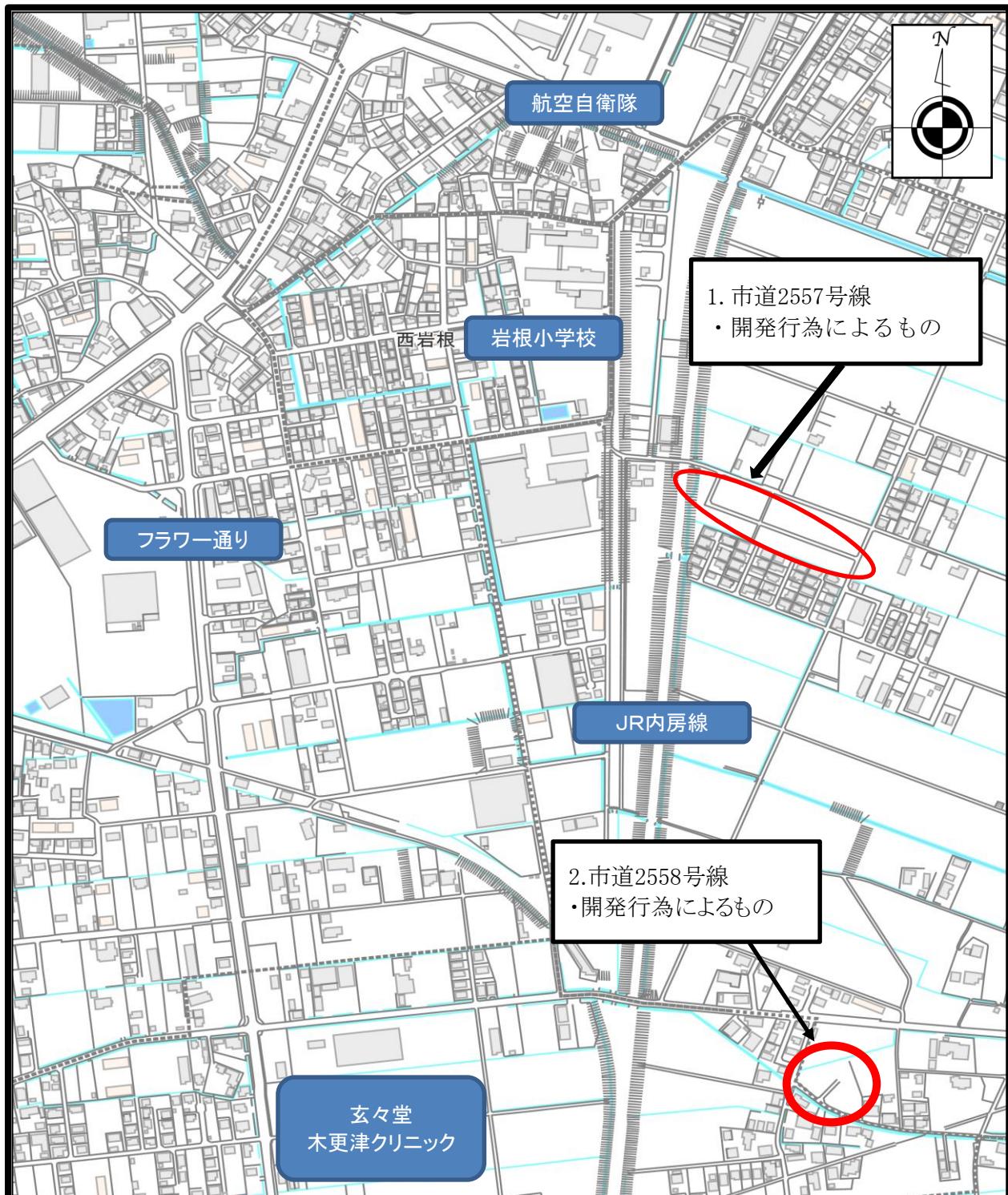
- 2 0 一般乗用旅客自動車運送事業及び特定旅客自動車運送事業
- 2 1 保育所の経営
- 2 2 料理、買物、そうじ、洗濯等の家事一般代行及び請負
- 2 3 介護要員の養成・指導及び紹介
- 2 4 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の指導及び紹介
- 2 5 ヘルパー養成学校の運営
- 2 6 不動産の賃貸・管理・運営・売買・仲介及びコンサルティング業
- 2 7 損害保険代理店業
- 2 8 医療用具、福祉用具、医療器械器具、リハビリテーション器具、健康・美容機器の製造・販売及び輸出入並びに賃貸
- 2 9 各種医療機関及び有料老人ホーム、特別養護老人ホーム、リハビリ施設、スポート施設での各種セミナー、研修の企画、実施、講師派遣
- 3 0 各種医療機関及び有料老人ホーム、特別養護老人ホーム、リハビリ施設、スポーツ施設での患者・利用者対象のリハビリ教室、講座の企画、実施、講師派遣
- 3 1 飲食店（喫茶店・居酒屋・レストラン・バー・ラーメン店・食堂等）の経営
- 3 2 食器、陶器、雑貨、貴金属、アクセサリー、バッグ、靴、服飾雑貨、衣料品、インテリア雑貨、食料品、飲料の輸入、卸売、販売
- 3 3 国内及び海外旅行に関する情報・資料の収集、企画及び販売
- 3 4 高齢者向け旅行プランの企画・運営
- 3 5 ホテル、レジャー施設及び旅館の経営、運営及び管理
- 3 6 あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅうの施術所の管理・運営・経営
- 3 7 接骨院及び整骨院の経営・運営及び管理
- 3 8 古物営業法に基づく古物の売買
- 3 9 自動車、バイク、建設機械の新車、中古車の販売、買取及びオークション売買
- 4 0 学習塾、カルチャー教室、音楽教室、プログラミング教室、レッスン教室等の開設指導及び運営
- 4 1 遺品整理の代行サービス業の運営

- 4 2 車のレンタル事業
- 4 3 レンタルスペース事業
- 4 4 労働者派遣事業
- 4 5 給食事業及び配食サービス事業
- 4 6 コンピューターソフトウェアの立案、開発及び販売
- 4 7 上記各号に附帯する一切の事業

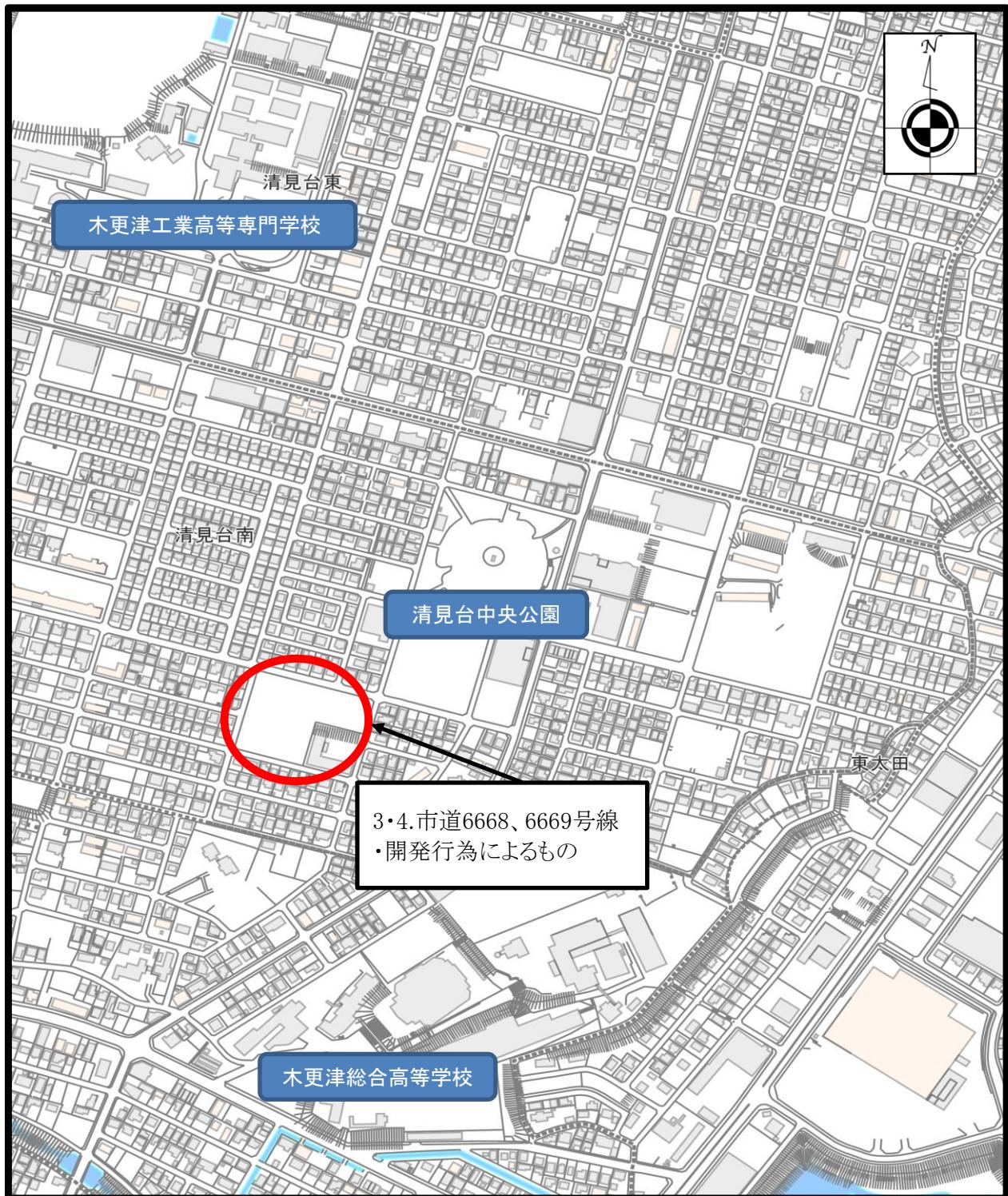
選定基準 (条例規定事項)	審査(評価)基準	配 点	すまいのリハビリサービス 株式会社
			合計
1 事業計画に基づく管理により、公の施設における利用者の平等な利用の確保に配慮されたものであること(指定手続等に関する条例第4条第1項第1号)	(1)施設運営の理念、姿勢について ・申請団体の経営理念は、利用の平等性の観点から適切か ・施設の設置目的と提案された運営方針が合致しているか	80 点(10 点× 8 人)	49
	(2)利用者の平等な利用の確保について	80 点(10 点× 8 人)	49
	小 計	160 点(20 点× 8 人)	98
2 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮することであること(指定手続等に関する条例第4条第1項第1号)	(1) 施設の設置目的との適合性について	40 点(5 点× 8 人)	26
	(2) 利用者に対するサービスの向上について	40 点(5 点× 8 人)	25
	(3) 利用促進、利用者増への取組みについて	80 点(10 点× 8 人)	43
	(4) その他新規、魅力的な提案の有無について	80 点(10 点× 8 人)	28
	(5) 施設の効率的運営、効率化への取組みについて	80 点(10 点× 8 人)	40
	(6) 施設管理の安全性への配慮について 災害時及び施設のトラブル等に対する防止策及び対応策	40 点(5 点× 8 人)	22
	(7) 事業計画の実現可能性について	40 点(5 点× 8 人)	26
	小 計	400 点(50 点× 8 人)	210
3 申請団体が公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の能力を有しており、又は確保できる見込みがあること(指定手続等に関する条例第4条第1項第2号)	(1) 施設管理への意欲、熱意について	80 点(10 点× 8 人)	40
	(2) 類似施設等の管理運営実績等について	80 点(10 点× 8 人)	49
	(3) 安定的な運営が可能となる人的能力(管理運営方式)について ・職員構成、職員数、職員採用、確保の方策、職員の研修(育成)体制等	80 点(10 点× 8 人)	40
	(4) 団体の安定性、継続性について	80 点(10 点× 8 人)	37
	(5) 団体の運営の透明性、公正性について	80 点(10 点× 8 人)	43
	(6) 収入、支出の積算と管理計画の整合性について	80 点(10 点× 8 人)	34
	(7) 収支計画の実現可能性について	80 点(10 点× 8 人)	34
	小 計	560 点(70 点× 8 人)	277
4 その他別に定める基準(指定手続等に関する条例第4条第1項第3号)	(1) 社会的弱者への対応について	80 点(10 点× 8 人)	46
	小 計	80 点(10 点× 8 人)	46
総 合 計 点 数		1,200 点(150 点× 8 人)	631
市内事業者加点			31
総 合 計 点 数 (加 点 含)			662

採点基準【c】「平均的である。」の配点の合計に委員数を乗じた数 (77 点× 8 人)
616 点

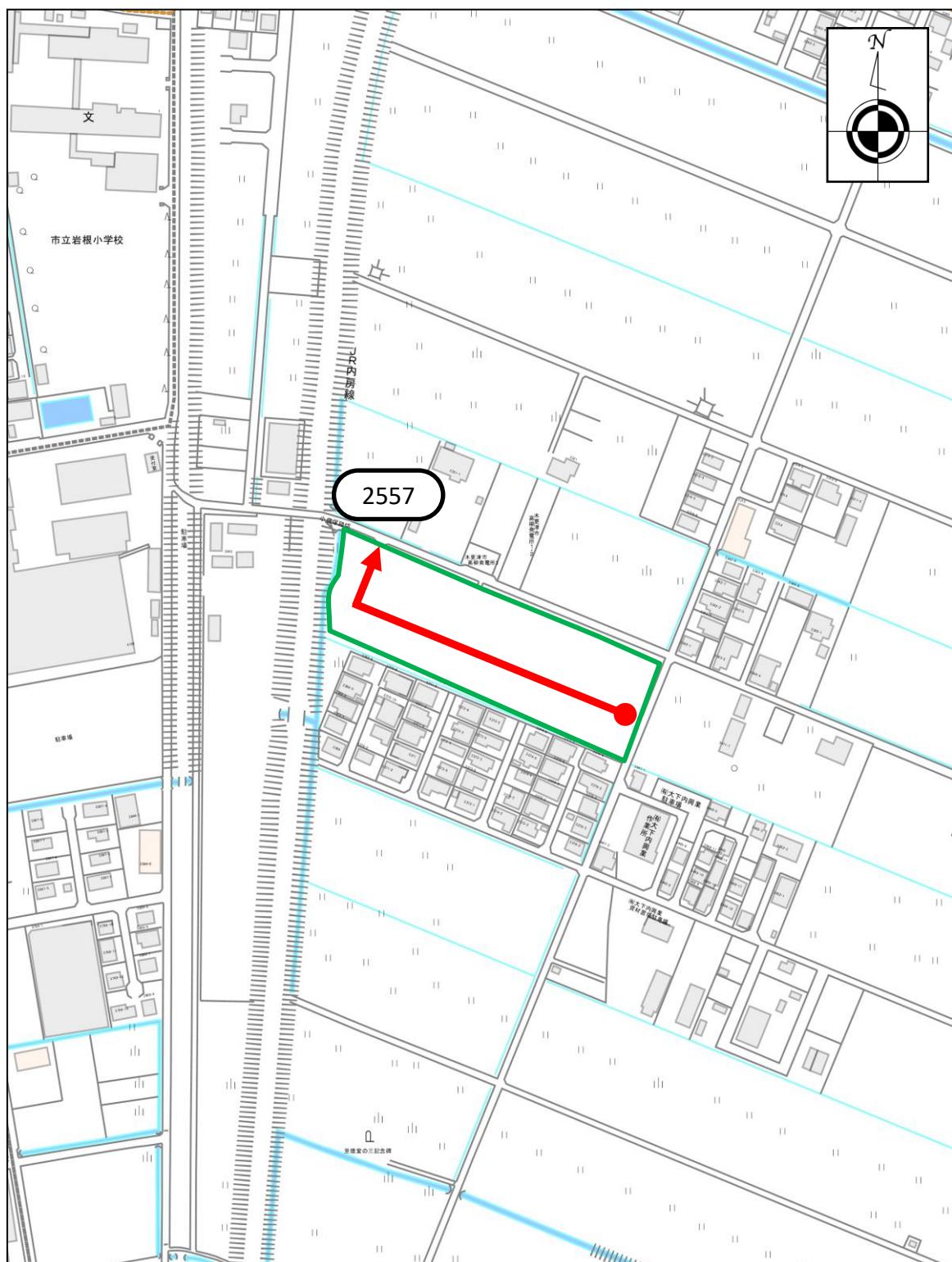
認定する市道路線の位置図(1)



認定する市道路線の位置図(2)



1. 市道2557号線

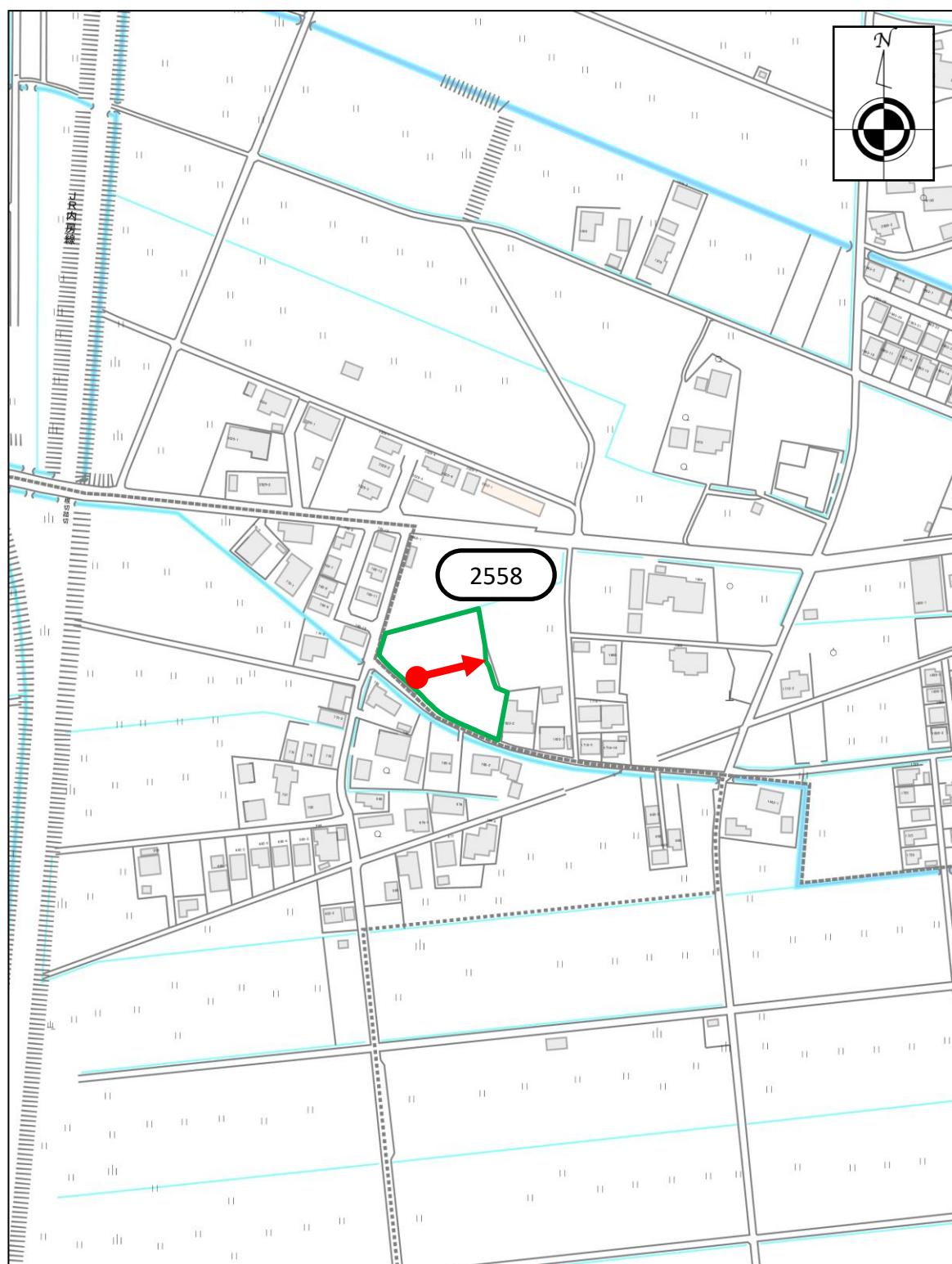


整理番号	市道番号	延長	最小幅員	最大幅員
1	2557	193.0	6.0	10.2

(単位：メートル)

● 起点
▲ 終点
 開発区域

2. 市道2558号線

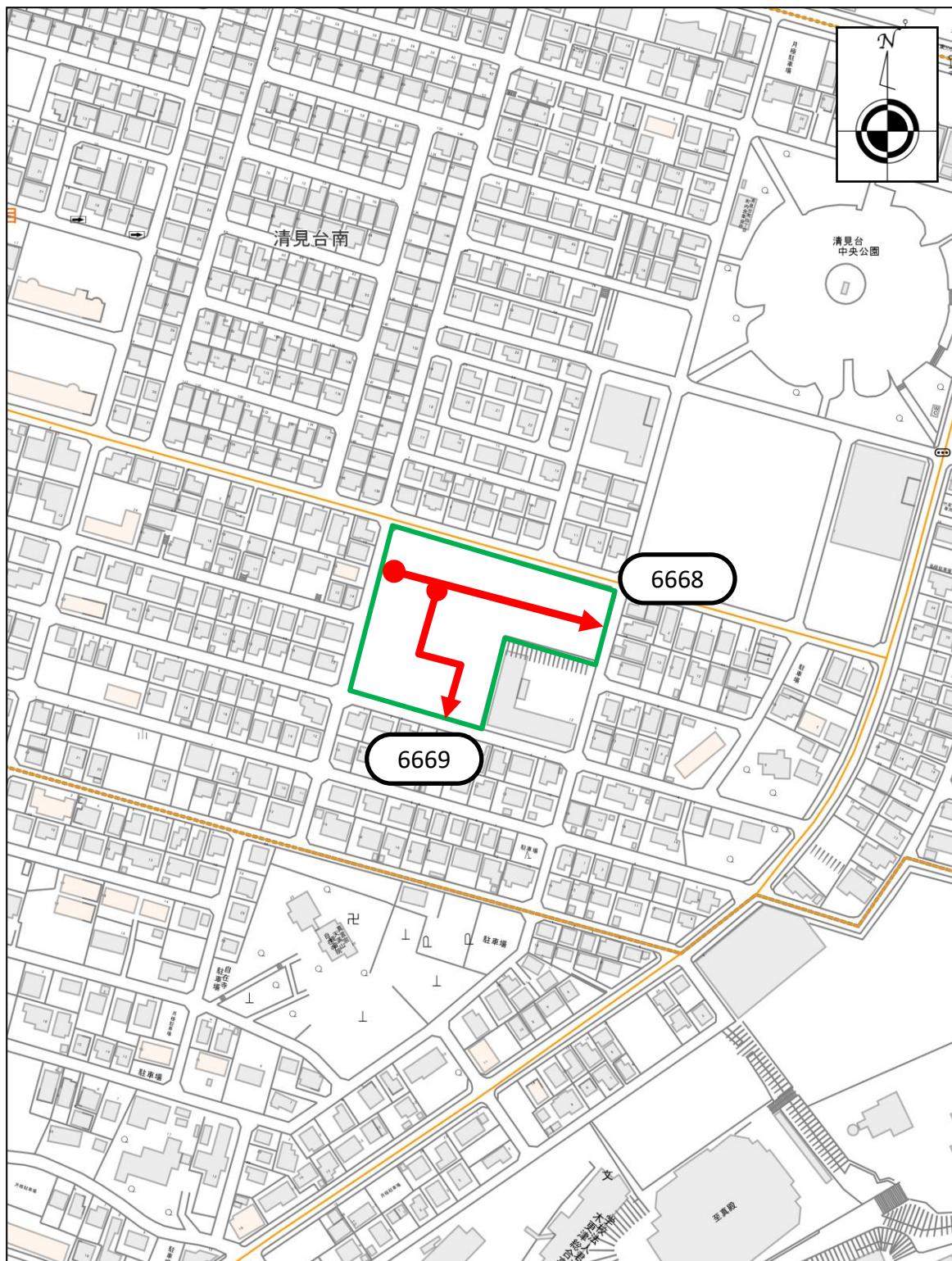


整理番号	市道番号	延長	最小幅員	最大幅員
2	2558	40.7	5.5	12.1

(単位：メートル)

- 起点
- ▲ 終点
- 開発区域

3. 市道6668号線
4. 市道6669号線



整理番号	市道番号	延長	最小幅員	最大幅員
3	6668	120.0	6.0	10.2
4	6669	92.6	6.0	10.2

(単位: メートル)



新旧対照表

○議案第90号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について

新	旧
<p>千葉県市町村総合事務組合規約 昭和30年10月28日 千葉県告示第496号 (組合の共同処理する事務) 第3条 組合の共同処理する事務は次の各号に掲げる事務とし、組合は別表第2上欄に規定する事務の区分に応じ、当該下欄に掲げる組織団体の当該事務を共同処理する。 1～13 略 14 <u>削除</u> 15・16 略 2 略</p> <p>別表第1 (第2条関係) 千葉市 (銚子市から御宿町まで略) 鋸南町 長門川水道企業団 (国保国吉病院組合から東総地区広域市町村圏事務組合まで略) 印西地区消防組合 夷隅郡市広域市町村圏事務組合 (印旛郡市広域市町村圏事務組合から山武郡市広域水道企業団まで略) 印西地区環境整備事業組合 千葉県後期高齢者医療広域連合</p> <p>別表第2 (第3条第1項関係) 略</p>	<p>千葉県市町村総合事務組合規約 昭和30年10月28日 千葉県告示第496号 (組合の共同処理する事務) 第3条 組合の共同処理する事務は次の各号に掲げる事務とし、組合は別表第2上欄に規定する事務の区分に応じ、当該下欄に掲げる組織団体の当該事務を共同処理する。 1～13 略 14 <u>職員採用試験の合同実施</u> 15・16 略 2 略</p> <p>別表第1 (第2条関係) 千葉市 (銚子市から御宿町まで略) 鋸南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団 (国保国吉病院組合から東総地区広域市町村圏事務組合まで略) 印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団 夷隅郡市広域市町村圏事務組合 (印旛郡市広域市町村圏事務組合から山武郡市広域水道企業団まで略) 印西地区環境整備事業組合 南房総広域水道企業団 千葉県後期高齢者医療広域連合</p> <p>別表第2 (第3条第1項関係) 略</p>
<p>第3条第1項第1号に掲げる事務</p>	<p>第3条第1項第1号に掲げる事務</p>
<p>銚子市 (館山市から御宿町まで略) 鋸南町 長門川水道企業団 (国保国吉病院組合から東総地区広域市町村圏事務組合まで略) 印西地区消防組合 夷隅郡市広域市町村圏事務組合 (印旛郡市広域市町村圏事務組合から山武郡</p>	<p>銚子市 (館山市から御宿町まで略) 鋸南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団 (国保国吉病院組合から東総地区広域市町村圏事務組合まで略) 印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団 夷隅郡市広域市町村圏事務組合</p>

	市広域水道企業団まで略) <u>印西地区環境整備事業組合</u>	(印旛郡市広域市町村圏事務組合から山武郡市広域水道企業団まで略) <u>印西地区環境整備事業組合</u> <u>南房総広域水道企業団</u>
略		略
第3条第1項第3号に掲げる事務	銚子市 (館山市から御宿町まで略) <u>鋸南町</u> <u>長門川水道企業団</u> (国保国吉病院組合から東総地区広域市町村圏事務組合まで略) <u>印西地区消防組合</u> <u>夷隅郡市広域市町村圏事務組合</u> (印旛郡市広域市町村圏事務組合から山武郡市広域水道企業団まで略) <u>印西地区環境整備事業組合</u> <u>千葉県後期高齢者医療広域連合</u>	銚子市 (館山市から御宿町まで略) <u>鋸南町</u> <u>三芳水道企業団</u> <u>長門川水道企業団</u> (国保国吉病院組合から東総地区広域市町村圏事務組合まで略) <u>印西地区消防組合</u> <u>九十九里地域水道企業団</u> <u>夷隅郡市広域市町村圏事務組合</u> (印旛郡市広域市町村圏事務組合から山武郡市広域水道企業団まで略) <u>印西地区環境整備事業組合</u> <u>南房総広域水道企業団</u> <u>千葉県後期高齢者医療広域連合</u>
略		略
	<u>第3条第1項第14号に掲げる事務</u>	<u>銚子市</u> <u>市川市</u> <u>船橋市</u> <u>館山市</u> <u>木更津市</u> <u>松戸市</u> <u>野田市</u> <u>茂原市</u> <u>成田市</u> <u>佐倉市</u> <u>東金市</u> <u>旭市</u> <u>習志野市</u> <u>柏市</u> <u>勝浦市</u> <u>市原市</u> <u>流山市</u> <u>八千代市</u> <u>我孫子市</u> <u>鴨川市</u> <u>鎌ヶ谷市</u> <u>君津市</u> <u>富津市</u> <u>浦安市</u> <u>四街道市</u> <u>袖ヶ浦市</u> <u>八街市</u> <u>印西市</u> <u>白井市</u> <u>富里市</u> <u>南房総市</u> <u>匝瑳市</u> <u>香取市</u> <u>山武市</u> <u>いすみ市</u> <u>大網白里市</u> <u>酒々井町</u> <u>栄町</u> <u>神崎町</u> <u>多古町</u> <u>東庄町</u> <u>九十九里町</u> <u>芝山町</u> <u>横芝光町</u> <u>二宮町</u> <u>睦沢町</u> <u>長生村</u> <u>白子町</u> <u>長柄町</u> <u>長南町</u> <u>大多喜町</u> <u>御宿町</u> <u>鋸南町</u>
略		略

新旧対照表

○議案第91号 君津郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約

新	旧
<p>君津郡市広域市町村圏事務組合規約 昭和44年10月15日 千葉県指令第2229号 (共同処理する事務) 第4条 組合は、次の各号に定める事務を共同で処理する。 (1) 省略 (2) 関係市の職員の共同研修に関すること。 (3) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第30条第1項第1号に規定する所轄庁が行うこととされている事務に関すること。 (4) 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第6項に規定する専用水道及び同条第7項に規定する簡易専用水道に係る次に掲げる事務及びこれらに付随する事務に関すること。 ア 専用水道の布設工事の設計の確認 イ 専用水道の給水開始の届出受理 ウ 専用水道の業務委託の際の届出受理 エ 専用水道の施設基準及び簡易専用水道の管理基準に係る改善の指示及び給水停止命令 オ 専用水道及び簡易専用水道の設置者からの報告徴収及び施設の設置場所への立入検査 (5) 飲用井戸等衛生対策要領（昭和62年厚生省生活衛生局長通知）の対象施設に係る衛生確保対策に関すること。</p>	<p>君津郡市広域市町村圏事務組合規約 昭和44年10月15日 千葉県指令第2229号 (共同処理する事務) 第4条 組合は、次の各号に定める事務を共同で処理する。 (1) 省略 (2) <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づき児童発達支援センターの設置及び管理運営に関すること。</u> (3) 関係市の職員の共同研修に関すること。 (4) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第30条第1項第1号に規定する所轄庁が行うこととされている事務に関すること。 (5) 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第6項に規定する専用水道及び同条第7項に規定する簡易専用水道に係る次に掲げる事務及びこれらに付随する事務に関すること。 ア 専用水道の布設工事の設計の確認 イ 専用水道の給水開始の届出受理 ウ 専用水道の業務委託の際の届出受理 エ 専用水道の施設基準及び簡易専用水道の管理基準に係る改善の指示及び給水停止命令 オ 専用水道及び簡易専用水道の設置者からの報告徴収及び施設の設置場所への立入検査 (6) 飲用井戸等衛生対策要領（昭和62年厚生省生活衛生局長通知）の対象施設に係る衛生確保対策に関すること。</p>